

平成 12 年 10 月 23 日

郵政省電気通信局  
電気通信事業部 業務課 殿

郵便番号 105 - 0001  
住所 東京都港区虎ノ門 4 - 3 - 20  
神谷町森ビル  
レベルスリー・コミュニケーションズ株式会社  
代表取締役会長 池内 健浩

「電気通信事業法の一部を改正する法律附則第 15 条を踏まえた接続ルールの見直し」に関して、別紙のとおり弊社意見書を提出いたします。宜しくご査収ください。

なお、お問い合わせ等ございましたら、下記の担当までご連絡いただきたくよろしく願いいたします。

以上

〒105 - 0001  
東京都港区虎ノ門 4 - 3 - 20 神谷町森ビル  
レベルスリー・コミュニケーションズ株式会社  
担当：石川  
電話：03 - 5777 - 0838 (直通)  
電子メール：[yukiyo.ishikawa@level3.com](mailto:yukiyo.ishikawa@level3.com)

別 紙

## 電気通信事業法の一部を改正する法律附則第 15 条を踏まえた 接続ルールの見直しに関する意見

レベルスリー・コミュニケーションズ株式会社

電気通信事業法の一部を改正する法律附則第 15 条を踏まえた接続ルールの見直しについて意見を述べる機会を与您いただきましてありがとうございます。弊社の考えを以下に述べさせていただきます。

### 1. 移動体通信事業など不可欠設備の範囲等について

現行の接続ルールでは、「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備（電気通信事業法第 38 条の 2 第 1 項）」と定義される「不可欠設備の所有」をもとに、この不可欠設備を「指定電気通信設備」として、「指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者」に対し、相互接続に関して他の第一種電気通信事業者に対するものよりも厳しい規則を課しています。しかし、「不可欠設備」は固定電気通信設備に限定されており、移動体通信事業者は「指定電気通信事業者」の範疇から外れています。したがって、移動体通信事業者には一般的な第一種電気通信事業者としての接続義務しか課せられていません。しかし、携帯電話の総契約数が 5,500 万契約を超えた今（平成 12 年 9 月末現在、社団法人電気通信事業者協会調べ）、不可欠設備の定義から移動体通信事業者の電気通信設備を除外するのは無理があります。「不可欠設備」の定義を見直すべきです。

そもそも「不可欠設備の所有」のみに着目して、接続ルールに非対称規制を導入しても効果的ではありません。電気通信事業法に定義される「不可欠設備を所有」していなくても、たとえば市場で大きなシェアを持っていることを背景に、公正さを欠く条件で接続を強要するケースがあります。この場合は、現行ルールでは指定電気通信設備との接続ではないので、一般的な接続ルールしか適用されず、接続の条件や料金が公正であるかどうかを検証できません。

現在「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」についての特別部会で「ドミナント規制」が検討されていますが、接続ルールにおける非対称規制も「ドミナント規制」の一環として考えるべきです。つまり、「競争政策の在り方」特別部会でドミナント規制の導入が決まり、ドミナント事業者の定義が確定した段階で、「ドミナント」

と指定された電気通信事業者（固定通信事業者であろうと、移動体通信事業者であろうと）には、相互接続において、現行の「指定電気通信事業者」に対するのと同様の非対称規制を適用し、接続約款を定めて公表し、接続会計も公表させ、接続条件の透明化を図るべきです。また、ドミナント事業者の接続料金は長期増分費用（LRIC）方式をベースにすべきです。「ドミナント」の定義にあたっては、不可欠設備の定義を見直した上で、「不可欠設備の所有の有無」だけでなく、「市場シェア」、「ユーザー料金の設定力の有無」等も考慮すべきです。さらに、既存事業者については、歴史的に見て市場を独占していたことは事実ですから、市場に競争が導入されてからドミナントではなくなったと既存事業者自らが証明しない限りは、ドミナントとみなすべきです。

## 2. 光ファイバのアンバンドルルールの在り方

レベルスリーは、光ファイバのアンバンドルルールを策定し、コストに基づいた料金で新規事業者が利用できるようにすべきだと考えます。

本年9月に提出した「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」についての弊社意見書でも述べたように、光ファイバのアンバンドルはネットワーク構築の柔軟性の問題と深い関係があります。競争的電気通信事業者が自社ネットワークの構築にあたって、効率性だけに基づいて自由に「ネットワークを建設するか購入するか」の判断をくだすことができる環境を作るためには、経済的効率性の高い相互接続という「購入」オプションが提供されていなければなりません。これによって新規事業者は必要なものにだけ効率よく投資を行えるようになり、既存事業者は独占による収益でなく、市場の成長と良質なサービスの提供によって利益を追求しなければならなくなります。効率のよい「購入」オプションを実現するためには、新規事業者がサービスの提供に必要な既存事業者のボトルネックのネットワーク構成要素を自由に組み合わせて利用できるようにするとともに、いつでもその組み合わせを変更できるようにしなければなりません。

日本は、基本電気通信に関するWTO合意の中で、「主要なサービス提供者」の不可欠設備との相互接続を提供する義務を負っています。

2.2(b) サービス提供者がそのサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して支払いをする必要がないように十分に細分化された、透明性のある、かつ、経済的実行可能性に照らして合理的な条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づいて適時に提供されること。

(c) 請求がある場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供されること。(WTO 基本電気通信サービス協定、参照文書)

日本ではこのWTO合意の義務を果たすべく東西NTTの既存の電話回線については接続ルールが定められ、アンバンドルも行われています。郵政省は東西NTTの光ファイバ網についても、中継系、加入者回線にかかわらずアンバンドルし、明確な接続約款を定めて、コストに基づく相互接続を可能にすべきです。つまり、新規事業者が、光ファイバについても必要なネットワーク要素だけに接続して、既に所有しているネットワークを補完する柔軟性を法的に保証することが重要です。また、「コストベース」での光ファイバの利用を確保するために、接続料金はLRIC方式に基づくものであるべきです。既存の電話回線にはLRICベースの接続料金が導入されようとしています。東西NTTの光ファイバの使用料金にLRIC方式が使われなければ、この光ファイバを利用して競争事業者が提供するブロードバンドサービスのユーザー料金が高止まりし、ブロードバンドサービスの発展が妨げられることになると考えられます。

ブロードバンドサービスの提供では、事業者がこのように法的規制を受けた接続を利用できることによって、既存もしくは新規ネットワーク事業者、インターネット・サービス・プロバイダー、その他のウェブセントリックな企業、及びIT産業と設備産業の投資が促進されてきました。たとえば、DSL技術が世界的に大きな成功を収め、この成功が電気通信サービスに対する小売り需要の成長に寄与したのは、既存ネットワークを利用できることが法的に保証されていたからです。その結果、新規の設備ベースの投資がこれまでにない水準に達しましたが、これは最も必要とされるところに投資を振り向けることができたからです。そして、競争の機会が最大になり市場の成長が促進されています。既存ネットワークへ柔軟にアクセスできる市場は、既に市場に参加している企業からも、今後参加する企業からも大きな投資を呼び込みます。しかし、このような競争機会を十分に活用するには、相互接続が電気通信ネットワークのそれぞれのレベルで適切に取り決めることができるようにし、競争事業者がその競争力を各レベルで最大限に発揮できるように、その接続の取り決めを明確に定める必要があります。

したがって、東西NTTの光ファイバについて接続条件を決める際にも、接続希望者が望む接続点で相互接続できるような十分な柔軟性を持たせ、不要なネットワーク構成要素や設備に対して接続料金を支払わなくてもいいような制度にすべきです。接続事業者が接続点を選択できなかったり、希望するネットワーク構成要素以外にも対価を支払わなければな

らなかつたりすれば、エンドユーザーにも不利益になります。たとえば、このような場合、接続希望事業者が自社のネットワークを十分に活用することができないため、この事業者は自社インフラを非効率に使わざるをえなくなり、競争の発展が阻害されます。また、接続希望事業者は不要な追加コストを支払わなければならない、そのことが価格競争力の向上を妨げます。

東西 NTT 以外の公益事業者（電力、鉄道など）が所有する光ファイバーについては、相互接続よりも線路敷設権の問題として議論すべきなのかもしれませんが、これも開放を義務づけるべきです。公益事業者はそれぞれの公益事業を行うために与えられている公益事業特権によって、事業の管理用として光ファイバー網を構築することができました。自らが、もしくは関連会社が通信事業を行うために、これらの公益事業者が管理用の目的以外に光ファイバー網を転用することは、本来の公益事業特権の趣旨に反します。したがって、これらの公益事業者が光ファイバー網を転用する場合には、どの通信事業者も公平な条件で利用できるようにするために、アンバンドルを義務づけ、法的に定められた条件及びコストに基づく料金で提供するべきです。

### 3. その他

#### (1) データ伝送役務の取扱いについて

現行法令では、特定電気通信役務は音声伝送役務及び専用役務のみで、データ伝送役務は含まれていません。今後、データ伝送役務の需要と利用者の利益に及ぼす影響が増加すると考えられるため、データ伝送役務も特定電気通信役務とすべきです。

また、先般電気通信審議会が東西 NTT の「フレッツ・オフィス」サービスを認可することが適当である旨答申を出した際に、同審議会から郵政省への要望事項として、「…郵政省が必要と認めるときは、NTT 東西は、同サービスの相互接続に係る条件について非指定電気通信設備に係る接続約款の作成及び…を検討すること（下線追加）」という要望事項が出されています。東西 NTT は「フレッツ・オフィス」サービスなどの着信用 IP 通信網サービスの提供には既存の電話網ではなく地域 IP 網が使われているため、またデータ伝送役務が特定電気通信役務でないことから、指定電気通信設備との接続にかかわる接続約款に従うものではないと主張していると理解しています。しかし、少なくともエンドユーザーから ISM までは既存の電話回線と同じ設備を使用しており、この加入者回線の独占が東西 NTT の地域市場における独占力の源泉であることから、着信用 IP 通信網サービスに係る相互接続は、指定電気通信設備に係る接続約款にしたがって行い、公平さを担保すべきです。

## ( 2 ) 東西 NTT の管路・とう道へのアクセスについて

現行の接続ルールでは、東西 NTT の所有する管路・とう道について第一マンホールまでが「接続に必要不可欠な設備」として義務的提供区間と規定され、接続約款にその提供料金額が定められています。しかし、第一マンホールより先は一般提供区間とされ、提供義務はありません。提供条件は基本的に交渉で決定されますが、通常は東西 NTT が決めた条件で提供されることになります。

歴史的に見れば、NTT が管路・とう道を建設する際には、第一マンホールより NTT の通信用建物に近いところであろうと、遠いところであろうと、公益事業特権によって道路にこれらの施設を建設できたことに変わりはありません。したがって、東西 NTT の所有する管路・とう道は、第一マンホール以遠でも義務的提供区間として接続約款でその提供条件を明確に規定するか、提供義務を東西 NTT に課す新しい規則を策定すべきです。

## ( 3 ) 意見招請期間について

冒頭で述べたとおり、今回の接続ルールの見直しに関して広く一般から意見を招請していただいたことには感謝しております。しかし、意見の募集の報道発表（平成 12 年 10 月 10 日）から意見の締め切り（平成 12 年 10 月 23 日）まで 2 週間に満たないというのは、このような重要な問題についての意見招請期間としては短すぎます。とくに、郵政省が 10 月 10 日の報道資料の中で「この諮問案件の重要性及びそれに対する社会的関心の高さにかんがみ、…」と本件の重要性を認識していることから、少なくとも 4 週間の意見招請期間をいただきたかったと思います。

なお、寄せられた意見をもとに電気通信審議会での議論が進み、同審議会で答申案を作成した際には、最終答申前に同案を公表し、これに対する意見を再度招請すべきです。